

説明会の際にいただいた質問及びその回答

(令和 7 年5月 12 日更新)

Q お客様から宿泊税の支払いを拒否された場合はどうなりますか？

A

宿泊者が宿泊税額の支払いを拒否し、宿泊税額が未収金となった場合であっても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には申告納入する義務があります。
徴収できなかった宿泊税額については、特別徴収義務者がその宿泊者に対して「求償権」を有することとなります。

Q

海外のお客様へ宿泊税の説明及び徴収を行うのが非常に難しいのですが、何か方法はありませんか？

A

多言語に対応した「宿泊税のご案内」のチラシをご用意しましたので、そちらをご活用ください。
対応言語は日本語、英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)です。
お手元にはない場合は、大阪府ホームページからダウンロードしていただけます。
(PDF 版チラシ: [A4-chirashi notori](#))

Q

大阪府側がカスタマーセンター等を設置し、宿泊税制度に納得いただけないお客様に説明してもらえないですか？

A

大阪府では、カスタマーセンター等を設置する予定はございません。
恐縮ではございますが、宿泊者へ宿泊税の説明が必要な場合は、特別徴収義務者の皆様が行っていただきますようお願いいたします。

Q

令和 7 年 9 月 1 日以降に宿泊するお客様のうち、改正前の宿泊税の税率で予約を取った場合はどうしたらいいですか？

A

予約の時期に関わらず、令和7年9月1日以降に宿泊されるお客様は、改正後の宿泊税の税率が適用されます。
つきましては、改正前の宿泊税との差額分をお客様から徴収していただきますようお願いいたします。

Q

お客様に宿泊税の説明の際に使えるポスターはありませんか？

A

ホームページに印刷用のデータを掲載しておりますので、そちらをご活用いただければ幸いです。
また、チラシも併せてご活用ください。
(PDF 版ポスター：[B2-poster Nyukjo notori](#))
(PDF 版チラシ：[A4-chirashi notori](#))

Q

宿泊税込みの金額で宿泊料金を表示していますので、今回宿泊料金を変更する必要があります。宿泊税額が変わる旨を宿泊施設側からお客様に広報できるのはいつからですか？

A

改正条例を公布した令和7年2月28日以降は、いつから広報していただいても問題ありません。

Q

手数料を宿泊料金として取り扱う場合とはどのような場合ですか？

A

手数料の判断につきましては、様々なケースが考えられますので、個別でお話を伺ったうえでご回答させていただきます。

Q

月計表がなくなるということですが、今後は添付書類なしで申告書を提出するという認識であっていますか？

A

令和7年9月1日以降の宿泊分から、添付書類なしで申告いただけます。

Q

宿泊税の調査の際に、月計表も確認されていたと記憶していますが、月計表は提出だけでなく、作成も不要になるのですか？

A

月計表の作成は不要ですが、引き続き、日別・税率別の宿泊数を確認できる帳簿を保存していただく必要がございます。